令和4年度

内部統制評価報告書

令和5年9月 唐津市

唐津市長 峰 達郎 は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次の とおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

唐津市長 峰 達郎 は、唐津市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「唐津市内部統制基本方針」(令和3年4月1日)及び「唐津市内部統制事務処理マニュアル」(令和3年4月1日)を策定し、当該方針等に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを評価対象期間、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した 結果、本市の財務事務に係る内部統制は表1のとおりです。

(1) 整備状況の評価結果

評価基準日において整備上の不備を1件把握したため、一部有効に 整備されていないと判断しました。

- ① 整備上の重大な不備 1件
- ② 整備上のその他の不備 0件

なお、評価により把握した整備上の不備については、令和5年4月 1日に是正されていることを確認しました。

(2) 運用状況の評価結果

評価対象期間中において運用上の不備を26件把握したため、一部 有効に運用されていないと判断しました。

- ① 運用上の重大な不備 15件
- ② 運用上のその他の不備 11件

上記(1)及び(2)の評価結果から、本市の内部統制については「有効に機能していない」と判断しました。

- ※ 重大な不備……住民や事業者等に直接影響があるもの
- ※ その他の不備…上記「重大な不備」以外のもの

≪表1≫

整備状況	運用状況
評価基準日 (R5.3.31)	評価対象期間 (R4.4.1~R5.3.31)
重大な不備 1件 (1)補助金交付要綱 1件 ·教育委員会生涯学習文化財課	重大な不備 15件 (1) 収入 2件 ・浜人市市 2件 ・海務・・福福祉課課・相互を対して、 13件 ・ 13部では、 14 ・ 13部では、 14 ・ 14 ・ 14 ・ 14 ・ 14 ・ 14 ・ 14 ・ 14

整備状況	運用状況	
評価基準日 (R5.3.31)	評価対象期間 (R4.4.1~R5.3.31)	
その他の不備なし	その他の不備 1 1 件 (1) 収入 3 件 ・経済部商工振興課 ・厳木市民センター総務・福祉課 ・鎮西市民センター総務・福祉課 (2) 支出 2件 ・鎮西市民センター総務・福祉課(2件) (3) 契約 2件 ・肥前市民センター産業・教育課(2件) (4) その他 4件 ・厳木市民センター産業・教育課 ・教育委員会教育企画課 ・教育委員会生涯学習文化財課	

4 不備の内容と再発防止策(是正)に関する事項

内部統制の評価手続において、27件の不備(重大な不備16件、その他の不備11件)を把握しました。

不備の概要については表2及び表3のとおりです。

詳細については、附属資料に「不備の内容及び再発防止策」を添付しています。

≪表2≫

「整備上の重大な不備」一覧 (概要)

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
1	教育委員会 生涯学習文化 財課	補助金等の手続き誤り	要綱の規定が不明確であった。	要綱の規定を明確な記載に改めた。

「運用上の重大な不備」一覧(概要)

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
1	相知 市民センター	有線テレビ 使用料の誤	転出による解除手続 き後も口座振替によ	職員の人事異動後の過年度分の再確認作業で解決
	総務・福祉課	徴収	る誤徴収を継続した	したが、複数人によるチ
2	市民環境部	支払遅延	もの物品納入後に事業者	エック体制を強化する。 支払い状況確認表と予算
	税務課		請求書に不備があったため修正を依頼し	整理簿との照合を行うことで支払事務遅延の再発
			たが、その後の確認を	を防止する。
			怠り支払遅延が発生 したもの	
3	浜玉	領収証発行	金額及び日付記入の	2 重チェックするなどの
	市民センター 総務・福祉課	の誤り	誤り	体制を構築する。
4	浜玉	支払遅延	会議出席委員への報	支出事務適正化の徹底及
	市民センター 総務・福祉課		賞費支払いが遅延し たもの	びチェック体制を強化する。
5	厳木	補助金交付	補助金交付要綱の内	補助金事務適正化の徹底
	市民センター 産業・教育課	の不適切事 務	容を正確に把握せず、 補 助 金 額 の 算 定 を 誤	│及びチェック体制を強化 │する。
			ったもの	
6	相知 市民センター	補助金交付 の不適切事	補助金交付要綱の内容を正確に把握せず、	補助金事務適正化の徹底 及びチェック体制を強化
	産業・教育課	務	補助金額の算定を誤	する。
7	相知	補助金交付	ったもの 補助事業の計画変更	補助金事務適正化の徹底
	市民センター	の不適切事	手続きを実施しなか	及びチェック体制を強化
8	産業・教育課 北波多	<u>務</u> 支払遅延	ったもの 請求書を一時保管し、	する。 未請求・未払い一覧表を
	市民センター	7 7 7 7 7	支払い事務を怠った	作成し、チェック体制を
9	総務・福祉課 北波多	補助金交付	もの	強化する。 補助金事務適正化の徹底
	市民センター	の不適切事	容を正確に把握せず、	及びチェック体制を強化
	産業・教育課	務	補助金額の算定を誤ったもの	する。
10	肥前	手数料の過	請求金額を誤って支	チェック表を作成し、複
	市民センター 産業・教育課	払い	払ったもの	数人によるチェック体制 を強化する。
11	鎮西	負担金の過	請求書を事前に受領	支出事務適正化の徹底及
	市民センター 総務・福祉課	払い	したことによる事実 確認不足によるもの	びチェック体制を強化する。
$\overline{}$				

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
12	鎮西 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助金交付要綱の内容を正確に把握せず、 補助金額の算定を誤ったもの	補助金事務適正化の徹底及びチェック体制を強化する。
13	呼子 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助金交付要綱の内容を正確に把握せず、補助金額の算定を誤ったもの	補助金事務適正化の徹底及びチェック体制を強化する。
14	上下水道局 下水道施設課	支払遅延	業務完了報告の未実 施による支払事務の 遅延	適正な業務執行管理の徹 底
15	教育委員会 生涯学習文化 財課	補助金等の手続き誤り	補助金額の算定及び 実績報告の審査確認 が不足していた。	各補助金要綱を遵守し、 チェック等を徹底する。

≪表3≫

「その他の不備」一覧 (概要)

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
1	経済部	収入調定漏れ	電気料負担金の失念	チェック体制の徹底
	商工振興課		により請求漏れ	
2	厳木	領収書の発行	領収金額を二重線で	法令遵守及び複数職員に
	市民センター	誤り	訂正し発行していた	よるチェックを実施
	総務・福祉課		もの	
3	鎮西	契約保証金の	庁用車長期リース継	歳計外現金取扱い一覧表
	市民センター	還付誤り	続契約における契約	を作成し、財務会計シス
	総務·福祉課		保証金の未還付	テム等で確実なチェック
				を行う。
4	鎮西	契約手続きに	ファクシミリの再リ	唐津市財務規則に基づき
	市民センター	おける不適切	ース契約賃借料を前	適正な支払を行う。
	総務・福祉課	事務	金払としていたもの	
5	鎮西	負担金の二重	放課後児童クラブの	財務会計システムで履歴
	市民センター	計上	保護者負担金の二重	を確認し、伝票を作成す
	総務・福祉課		計上(1件)発生	る。
6	肥前	随意契約要件	特定の個人と不適切	唐津市随意契約ガイドラ
7	市民センター	の誤り	な随意契約を締結し	インに基づき適正な契約
	産業・教育課		ていた。(2件)	を実施
8	厳木	不適切な文書	砂消しゴムによる文	砂消しゴムの廃棄を徹底
	市民センター	修正	書の修正	
	産業・教育課			
9	教育委員会	公開情報の誤	「唐津市の教育」の記	丁寧な確認を徹底する。
	教育企画課	り	載内容に誤り	
10	教育委員会	進捗管理の未	担当者間のスケジュ	朝礼等で課内及び係内で
	学校給食課	実施	ール管理がされてい	の情報共有を図る。
			ない。	
11	教育委員会	公開情報の誤	「唐津市の教育」の記	課内の確認体制を強化す
	生涯学習文化	ŋ	載内容に誤り	る。
	財課			

以上が不備の内容と再発防止策(是正)に関する事項です。

今回発生した不備について、次の点を課題として捉えています。

- ・手続きにおける関係法令の認識不足
- ・チェック及びチェック体制が不十分
- ・業務の進捗管理が不十分

これらの課題を解消するために、庁内で情報共有を行い、内部統制についての意識と認識が深まるよう周知徹底を図るとともに、継続的な指導等により今後の内部統制の精度向上に努めていきます。

令和5年9月5日 唐津市長 峰 達 郎